

## 育鵬社公民教科書と入試問題（増補改訂版）

中学校教育は高校入試のために存在するわけではありません。

また、教科書に問題があっても、教員の工夫でその影響を防ぐことも可能です。

これらの点は当然の前提としつつも、生徒にとって入試が重い意味を有することからすれば、特別な理由がない限り、入試問題の解答に支障が多い教科書を敢えて選択するべきではないでしょう。

以下、今回採択版の公民教科書（育鵬社と同じくいわゆる「つくる会」系である自由社を除く。）の中で、育鵬社公民教科書でのみ対応に支障のある問題を指摘したいと思います。

この増補改訂版は、2020年6月発表の自由法曹団「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点2020～育鵬社の教科書もいかな、と考えている方へ～」第3章の記述配列を一部改め、さらに2020年春実施の高校入試問題の検討結果を加えたものです。

なお、入試問題は注なき限り旺文社「全国高校入試問題正解」から引用し、「他社」とは「つくる会」系の育鵬社と自由社を除く社をいいます。

### 第1 憲法学の標準的見解を学べないために、解答に支障がある問題

育鵬社公民教科書には、憲法学の標準的とはいえない見解が掲載され、あるいは標準的な見解を踏まえない記述がみられます（詳細は、自由法曹団「弁護士からみた育鵬社の公民教科書の問題点 2020～育鵬社の教科書もいかな、と考えている方へ～」を参照してください。自由法曹団 HP に掲載 [https://www.jlaf.jp/04iken/2020/0617\\_585.html](https://www.jlaf.jp/04iken/2020/0617_585.html)）。

そのため、次に挙げるような、憲法の基本的理解を問われる入試問題では、解答に支障が出ることがあります。

大学を含め入試問題を作る人たちの多くが標準的見解に立つ以上、育鵬社の教科書が入試で不利になることはあったとしても、有利になることはないでしょう

#### 1 大日本帝国憲法と日本国憲法

##### （1）天皇主権

2015 徳島4（2）

大日本帝国憲法と日本国憲法の内容を比較すると、さまざまな異なる点が見られるが、主権のあり方もその一つである。主権のあり方がどのように異なるのか、書きなさい。

2017 山形4問3

（前略）資料Ⅰ、資料Ⅱは、大日本帝国憲法と日本国憲法にそれぞれ定められた、わが国の主権に関わる条文の一部です。資料Ⅰと資料Ⅱを比較したとき、主権についてどのような違いが

みられるか、資料から読み取れることをふまえて書きなさい。

【資料Ⅰ】大日本帝国憲法

- 大日本帝国(ていこく)ハ万世(ばんせい)一系の天皇之(これ)ヲ統治ス
- 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬\*(そうらん)シ此(こ)ノ憲法ノ条項ニ依(よ)リ之ヲ行フ

注:\*総攬は、「一手に掌握する」ということである。

【資料Ⅱ】日本国憲法

- 天皇は、日本国の象徴(しょうちょう)であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基(もとづ)く。

2016 静岡 1 (7) a

1947年に日本国憲法が施行された。この憲法によって、主権者がかわった。この憲法の施行前後で、主権者はだれからだれにかわったか。簡単に書きなさい。

2014群馬 7 (1)

大日本帝国憲法		日本国憲法
( A )	主権者	国民
( B ) の範囲内で 権利を認める。	人権	永久不可侵の基本的 人権を保障する。

上の (A) (B) に当てはまる語句を書きなさい。

2018 私立同志社 3 問 1

日本国憲法下で天皇はどのように位置づけられているのか。大日本帝国憲法下での天皇の位置づけと比較して答えよ。

2019 神奈川 5 (ア) 正誤肢選択問題

d. 大日本帝国憲法では、天皇について「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」であることが述べられている。

2019 私立青雲 4 問 2 正誤肢選択問題

イ. 天皇は主権を有する国家元首として、軍隊の指揮権などの権限をもった。

2018 私立ラ・サール 3 問 4 正誤肢選択問題

ウ. 大日本帝国憲法では、主権は天皇にあると規定されている。日本国憲法では、主権は国民にあると規定され、政治制度は間接民主制を基本としながら、一部に直接民主制度が採用されている。

◎育鵬社では対応困難または間違えやすい

他社は、大日本帝国憲法は民主主義、立憲主義、人権の保障が不十分であり、これが日本国憲法で改められたという一般的見解に立ち、大日本帝国憲法と日本国憲法の内容を対比した表を掲げています（東京書籍 43 頁，教育出版 43 頁，帝国書院 36 頁，日本文教出版 40 頁）。

ところが、育鵬社は、大日本帝国憲法の立憲主義的要素、民主的要素を強調するとともに天皇の絶対君主的性格は薄め、日本国憲法との差異を覆い隠そうとする記述をしています。当然、対比表はありません。

たとえば、育鵬社は大日本帝国憲法を扱う際、育鵬社は「天皇は国の元首であり、国の統治権を総攬する（すべてまとめてもつ）ものであるが、憲法の規定に従って統治権を行使するものと定められました」（40 頁）とは説明しますが、歴史教科書を含め「天皇主権」の言葉は一切用いていません。

また「日本国憲法は天皇の位置づけを、大日本帝国憲法での統治権の総覧者から、日本国および日本国民統合の象徴へと、とらえ直しました」（41 頁）としていますが、「とらえ直し」とはたとえば「地位のみかたを改めただけで地位に変更があったわけではない」との解釈も可能なところです。

さらに象徴天皇制の項で「天皇は直接政治にかかわらず、中立・公平・無私な立場にあることで日本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿を体現したり、国民の統合を強めたりする存在となっており、現代の立憲君主制のモデルの一つとなっています。」（43 頁）としており、あたかも天皇制が一定の内容のまま古くから連綿と続くかのような解釈が可能となっています。

そのため、育鵬社教科書で学んだ場合、主権の所在が変わったことが不明となりますので、この点を問われると対応困難です。

2019 神奈川の選択肢は、他社教科書を用いていれば容易に正誤を判断できるでしょうが、育鵬社教科書で学んだ場合、大日本帝国憲法と日本国憲法における天皇の地位の差異がいまいにされているため、戸惑う可能性があります。

## （２）臣民の権利

2015 私立開成 3 問 1 （１）

次の大日本帝国憲法と日本国憲法に関する文のうち明らかに誤っているものを、下から 1 つ選び、記号で答えなさい。

- ア 大日本帝国憲法では国民の権利は「臣民の権利」として規定されていた。
- イ 日本国憲法では国民の権利は「侵すことのできない永久の権利」として規定されている。
- ウ 大日本帝国憲法では日本国憲法と同様「教育の義務」を規定していた。
- エ 大日本帝国憲法では日本国憲法と同様「裁判を受ける権利」を規定していた。

◎育鵬社では間違いやすい

「臣民」という言葉は大日本帝国憲法における国民の位置づけを端的に示すものですから、他社の教科書は、いずれも「臣民」の言葉を挙げ、権利が法律で制限できる旨記載しています（対比表。日本文教出版は 40 頁注）。

一方、育鵬社は、巻末資料を除き「臣民」の言葉を一切用いず、「**国民には法律の範囲内で権利と自由が保障されました**」（40 頁）と記載しています。

これは育鵬社が、「天皇主権」という言葉を用いないのと同様、大日本帝国憲法と日本国憲法の差異を覆い隠そうとしているためと思われます。

### （3）法律の留保

2016 福井 5（4）

日本国憲法では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」である。大日本帝国憲法では、人権をどのように規定していたか。「法律」という言葉を使って説明せよ。

関連問題 2019 千葉 7（2）正誤肢選択問題

イ 大日本帝国憲法において、「人権は侵すことのできない永久の権利である」と規定され、国民の権利が大幅に拡大された。

◎育鵬社では対応困難

育鵬社教科書では、単に「**民を大切に**する」（45 頁）ことと、基本的人権（すべての人が、人であることにより有する、侵すことのできない権利）との違いがわかりにくくなっています。

題意は日本国憲法第 11 条、第 97 条の文言を引用し、人権の不可侵性（国家権力によって侵されないという性質）との対比を求めているわけですから、大日本帝国憲法下では権利が法律で制約可能であった（国家権力によって侵されうるものであった）ことを解答すべきこととなります。旺文社の解答例も「人権は法律によって制限される」としてしています。

上述のとおり、他社教科書は、大日本帝国憲法下では、国民の権利は法律で制限できた旨、明記しています。

ところが、育鵬社はこの点について「**大日本帝国憲法では法律の範囲内で権利と自由が保障され、その制限には議会の制定する法律を必要とするとされました（法律の留保）**。」（45 頁）と説明していますが、権利が法律で制限可能であったという説明はなされていません。

絶対王政との対比を求める問題ならこうした説明でよいのですが、ここでは人権の不可侵性との対比が明確に求められていますので、この記述どおりに解答したのでは、少なくとも減点は避けられないのではないのでしょうか。

#### (4) 三権分立

2005 東京大学日本史第4問 (教学社刊「東大の日本史 25 年」より引用)

(前略)

大日本帝国憲法と日本国憲法の間には共通点と相違点とがある。たとえば、いずれも国民の権利を保障したが、大日本帝国憲法では法律の定める範囲内という制限を設けたのに対し、日本国憲法にはそのような限定はない。では、三権分立に関しては、どのような共通点と相違点とを指摘できるだろうか。6行以内で説明しなさい。

◎育鵬社で学んだ場合は不安

突然東大の入試問題が出てきて恐縮ではありますが、東大の日本史の問題は、重箱の隅をつつくような問題ではなく、歴史の流れを全体としてきちんととらえているかどうか問われているように思います。

上の問題では、大日本帝国憲法下では主権者である天皇に権限が集中し三権分立が不完全であったことが、必要最低限の記述と思われまます。

ところが、大日本帝国憲法と日本国憲法の間の相違点をあいまいにする育鵬社の教科書では、そうした全体としての歴史の流れを、少なくとも中学段階では誤解する可能性が出てきます。

多くの場合は高校での日本史の学習で改められるのですが、そのためには余分な努力が必要でしょうし、悪くすると誤解をそのまま持ち越してしまうかもしれません。

#### (5) 総合

2018 秋田 1 (9)

(前略) 表1と表2から、ポツダム宣言受諾後におけるGHQの基本方針を読み取り書きなさい。

表1 ポツダム宣言受諾後の主なできごと

時期	主なできごと
1945年	
9月	・陸軍と海軍が解体される ・戦争の責任者と見なされた軍人や政治家の逮捕が始まる
12月	・陸軍省と海軍省が廃止される

表2 憲法の比較

	大日本帝国憲法	日本国憲法
主権	天皇主権	国民主権
人権	法律の範囲内で認められる	基本的人権の尊重

◎育鵬社では対応困難

育鵬社で学んだ場合、大日本帝国憲法と日本国憲法を内容の差異があいまいになります

から、表1は説明できたとしても、表2は説明困難でしょう。

第2の9でも述べますが、育鵬社は歴史教科書で、戦後の「民主化」という言葉を極度に回避していますので、表2はこの点からも説明困難と思われます。

2018 島根 4 問 3 (類題 2019 香川 2 (7) b)

資料①は、大日本帝国憲法の条文を抜き出したものである。日本国憲法と大日本帝国憲法の内容を比較した文として正しいものを、下のア～エから一つ選び、記号で答えなさい。

資料①

第1章 天皇

第4条 天皇は国の元首にして統治権を<sup>※1</sup>総攬し、この憲法の条規によりこれを行う

第2章 <sup>※2</sup>臣民権利義務

第20条 日本臣民は、法律の定めるところにしたがい、兵役の義務を有す

第21条 日本臣民は、法律の定めるところにしたがい、納税の義務を有す

第22条 日本臣民は、法律の範囲内において居住及び移転の自由を有す

第29条 日本臣民は、法律の範囲内において言論著作印行集会および結社の自由を有す

第3章 帝国議会

第34条 貴族院は、貴族院令の定むる所により、皇族・華族・及び勅任せられたる議員をもって組織す

第35条 衆議院は、選挙法の定むる所により公選せられたる議員をもって組織す

※1 「総攬」はすべてにぎること。

※2 「臣民」は大日本帝国憲法下における、天皇・皇族以外の国民。

なお、表記は一部改めている。

ア 日本国憲法は、天皇を日本国と日本国民統合の象徴としているが、大日本帝国憲法では国の元首として統治権をすべてにぎるとしていた。

イ 日本国憲法は、3つの国民の義務を定めているが、大日本帝国憲法でも臣民の義務として同じ義務を定めていた。

ウ 日本国憲法は、大日本帝国憲法と同様に、国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利としている。

エ 日本国憲法は、すべての国会議員を選挙によって選出するとしているが、大日本帝国憲法は皇族と華族のみを議員として選出していた。

◎育鵬社では間違いやすい

近年の傾向として、単純に知識を問うのではなく、資料を読み取らせる問題(資料を読み取れば必ずしも多くの知識を要しない問題)が増えてきており、この問題も同様です。

すなわち、日本国憲法の基本的知識さえ身につけていれば、大日本帝国憲法の条文が解説付で示されている以上、これを読み取ることで正解に到達することが可能ではあります。

しかしながら、他社は、日本国憲法と比較するという視点で大日本帝国憲法を扱うのに対し、育鵬社にはそうした視点が乏しいので、受験生は戸惑うでしょうし、勘違いが生ずるか

もしれません。

他社教科書を用いてきた受験生にとっては容易に解答できた問題だったでしょうが、育鵬社教科書を用いてきた受験生にとってはそうでもないでしょう。

## 2 立憲主義

2018 北海道 3 問 2

(憲法)に関して、立憲主義とはどのような考え方のことですか。憲法によって制限するものと守るものがわかるように、簡単に書きなさい。

2014 神奈川 5 (イ)

(憲法に基づいて政治を行っていくという考え方)に関して、人びとの権利を守るために、憲法がどのような役割を果たしているかを説明した次の [ ] 中の文の [ C ] にあてはまる内容を、権力という語句を必ず用いて、15字以内で書き、文を完成させなさい。

憲法は、人びとの権利を守るために、政治を行う者が [ C ] という役割を果たしています。

2018 宮崎 3 (1)

類題 2018 沖縄 5 問 2 同鹿児島 3 の 2 2017 和歌山 4 問 2 (1)

(前略) 次の [ ] に当てはまる語を感じ2文字で書きなさい。

政治権力から人権を守り、保障していくために、憲法に基づいて政治権力を制限するという考えが生まれました。これを [ ] 主義といいます。

2014 国立筑波大学附属駒場 4 の 2

立憲主義の考え方に関連して述べた文として正しいものを、次のア～オまでの中から二つ選び、その記号を書きなさい。

ア 「和を以(もつ)て貴しと為(な)」すことを説いた十七条の憲法は、この考え方を体系的に説いたものである。

イ 日本国憲法第 99 条は、日本国民が「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めている。

ウ 日本国憲法の改正は、衆参各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成があっても、国民投票で過半数の賛成が得られなければ成立しない。

エ 政治権力を分割し、たがいに抑制と均衡をはかることは、この考え方を実現するための手段である。

オ 国会が作った法律が日本国憲法に違反するかどうかは、最終的には国民投票によって判断される。

◎育鵬社では間違いやすい

2010 年度検定の育鵬社公民教科書には、立憲主義の言葉すらなく、2016 年までの受験生は、立憲主義に関する問題に困惑したことでしょう。

2014年度検定以降の育鵬社公民教科書には、さすがに立憲主義の言葉こそ入りましたが、今回採択版の記述は次のとおりです（39頁）。

「憲法は、国の理想や基本的なしくみ、政府と国民との関係などを定めたものです。現在の多くの国の憲法には、歴史・伝統・文化などの自国の独自の価値が盛り込まれています。各国は独自の「価値」を憲法に記述することにより、国民に自覚と誇りをもたせています。

また、憲法は政治権力が濫用されることにならないように抑制するしくみを定めて、国民の権利と自由を保障し、権力を行使して国民の福祉を増進する根拠となっています。

そして、国民どうしの間での権利侵害に対して、民法・刑法その他の法律の解釈を通じて間接的に規律をあたえています。憲法にのっとって国を運営していくことを立憲主義といいます。立憲主義の要素として伝統的には、国民の権利保障と権力の分立が強調されてきました。今日では憲法の最高法規性と違憲立法審査権を加えて立憲主義の要素とするのが一般的です。日本国憲法もこれらの考えに基づいています。」

たしかに、「憲法は政治権力が濫用されることにならないように抑制するしくみを定めて、国民の権利と自由を保障し」という一般的な説明こそ含まれていますが、「自国の独自の価値」の話や「国民どうしの間での権利侵害」など、一般的には立憲主義には含まれない説明も付加されています。

その結果、育鵬社教科書では、立憲主義の本質が端的にはわかりにくくなっています。

旧学習指導要領は「日本国憲法に基づく政治によって、国民の自由と権利が守られ、民主的な政治が行われる」ことを理解させることを求めていましたが、現学習指導要領は「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること」について思考力、判断力、表現力等を身につけることができるようにすることを求めており、立憲主義の的確な理解は現学習指導要領においてますます重要性を増しているというべきです。

育鵬社教科書は、入試問題への対応のみならず、学習指導要領の要求を充足する上でも不適切です。

2018年北海道の問題では「憲法によって制限するものと守るものがあるように」と指定がありますから、育鵬社の「憲法にのっとって国を運営すること」という説明を引用したのでは足りません。

2014年筑波大駒場の問題に即していえば、アの十七条の憲法のような、国家権力の濫用を防ぐため権力を抑制するという視点を欠いたものであっても、立憲主義の現れと判断してしまう可能性があります。

また、育鵬社公民教科書は国民が義務を遵守すべきことを強調している結果、国民に憲法を遵守する義務がある旨の規定があるものと誤信する可能性があり、イの選択肢を正解と判断してしまう可能性があります。

### 3 集団的自衛権

2020 私立市川 3 問 7

(前略) 集団的自衛権を説明した文として正しいものはどれですか。①～④から1つ選び、番号で答えなさい。

- ① 外国から攻撃を受けた場合、自国を守るために武力を行使する権利
- ② 国際連合の要請に基づいて、他国を侵害する国を攻撃する権利
- ③ 同盟国が攻撃された場合、同盟国とともに武力を行使する権利
- ④ 国際連合憲章の規定に基づいて、侵略行為に対して集団で平和維持のために協力する権利

◎育鵬社では対応困難

集団的自衛権について、政府は「国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利」と定義しています(国際司法裁判所は、武力攻撃の直接の被害国による①武力攻撃を受けた旨の宣言と②援助要請を集団的自衛権行使の要件としていますが、その点ここでは措きます。)。 <https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>

すなわち、㉑密接な関係にある他国への武力攻撃がある、㉒自国への直接の武力攻撃はない、という状況で㉓武力攻撃(㉑)を実力で阻止する権利であり、他社教科書も同様の説明をしているといえます(例 東京書籍 46 頁「自国は攻撃を受けていなくても、攻撃を受けた同盟関係にある国の防衛活動に参加する権利」)。

これに対し、育鵬社の説明は「(集団的自衛権は) 国際連合憲章第 51 条で保障されている権利です。個々の国が自分の国を守る権利を個別的自衛権といいます。そして同盟など密接な関係にある国の防衛を支援し、お互いに協力しようとする権利を集団的自衛権といいます。」(51 頁) というものです。

この説明では、集団的自衛権の上記㉑～㉓の要素、とりわけ㉒が不明確であるため、自国への直接の武力攻撃がないのに実力を行使してよいのかという、憲法第 9 条との関係での最大の問題点が不明確となっています。

また、自衛権行使としてなされる行動が、武力攻撃を実力で阻止するという点も不明確(育鵬社のいう「防衛の支援」では、読みようでは後方支援や資金援助ともとれます。)となっています。

あいまいに説明することにより、生徒が「防衛のために協力するのだからよいことだ」と集団的自衛権を抵抗なく受け入れるようにしている、というのは思い違いでしょうか。

本問についてみると、育鵬社の説明の「国際連合憲章第 51 条で保障」「防衛を支援し、お互いに協力」の文言からは、むしろ④の選択肢に適合するように見え、誤答に至る可能性が高いでしょう。

#### 4 被爆国・核軍縮

2016秋田5

次は、生徒が3年間の社会科学習のまとめとして作成したものである。これを見て、(1)～(7)の間に答えなさい。

○テーマ 「日本だからこそできる国際貢献とは何か」  
～唯一の  国, 世界有数の経済大国として～

(中略)

○調べてわかったこと

・日本は、<sup>②</sup>核軍縮に向けて取り組んできた。

(中略)

○まとめ

・核兵器をなくす日本の取り組みに、これからも関心をもっていきたい。

(中略)

年表 日本のあゆみ

年代	主なできごと
1940	広島, 長崎が <input type="text" value="あ"/> する。 <sup>⑦</sup> 日本国憲法が公布される。 (以下略)

(1)  にあてはまる語を書きなさい。ただし,  には同じ語が入る。

(中略)

(3)年表の下線部<sup>⑦</sup>の基本原理のうち, 憲法第9条や下線部<sup>②</sup>と関連するものを書きなさい。

(以下略)

◎育鵬社では答えにくい

憲法学とは少し離れますが、育鵬社公民教科書に「被爆国」「核軍縮」「軍縮」の言葉は見当たりません。

他社が核兵器禁止条約に至るまでの年表を掲げつつ、核なき世界に向けての積極的要素も消極的要素も取り上げているのに対し(東京書籍201頁, 教育出版206～207頁, 帝国書院181～182頁, 日本文教出版196～197頁), 育鵬社はこうした年表は掲げず、核拡散防止条約(NPT), 包括的核実験禁止条約(CTBT)に消極的評価を加えるのみです(190～191頁)。

また、育鵬社教科書には、対人地雷(禁止条約), クラスター爆弾(禁止条約)もありません。

このことは、育鵬社が、国際紛争解決について軍事力一辺倒の立場をとり、憲法第9条は単なる邪魔物として、軍縮の努力に冷淡な態度をとっているかを示すものといえます。

「日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」について「多面的・多角的」考察を求めている学習指導要領から、育鵬社教科書は大きく逸脱しています。

この問題であれば、国語力や常識で正解できてしまうかもしれませんが、公民の授業で扱われなければ答えにくいことには間違いのないでしょう。

ちなみに、私立では次のような問題は頻出といえます。

#### 2018東大寺学園高2(9)

この年(2017)の5月に、日本人女性が初めて国連事務次長(軍縮担当上級代表)に就任した。国連の軍縮部門は核兵器を減らすための交渉などを進めているが、国家間においても核軍縮の動きがある。核軍縮に関する出来事について述べた次の文a～cを年代順に正しく並べたものを下のア～カから選び、その記号を書け。

- a 中距離核戦力全廃条約が調印された。
- b 核兵器禁止条約が採択された。
- c 核拡散防止条約が調印された。

ア a→b→c      イ a→c→b      ウ b→a→c  
エ b→c→a      オ c→a→b      カ c→b→a

#### 4 「新しい人権」の根拠規定

##### 2020栃木6の5

(前略)環境権などの「新しい人権」について述べた次の文中の□に当てはまる語はどれか。

日本国憲法第13条にある□権を根拠として、「新しい人権」を認めようとする動きが生まれている。

ア 財産      イ 平等      ウ 情報公開      エ 幸福追求

◎育鵬社では間違いやすい

プライバシー権などいわゆる「新しい人権」の憲法上の根拠規定として、幸福追求権(第13条)は挙げるのが憲法学の標準的な見解であり、他社教科書はいずれも「新しい人権」の根拠として憲法第13条と幸福追求権に言及しています(東京書籍62頁, 教育出版66頁, 帝国書院55頁, 日本文教出版58頁)。

ところが、育鵬社は「日本国憲法には直接定められていませんが、そこから導き出される権利」として「新しい権利」を説明することどまり、根拠を明示していません。また、全体を通じ幸福追求権にも言及していません(66頁。ちなみに2020年私立洛南3問4は、憲法第13条の「個人」「幸福追求」の穴埋め問題)。

本問であれば選択肢の関係上、国語力で解答できるかもしれませんが、間違いやすいでしょう。

#### 5 知る権利の参政権的役割

##### 2020鹿児島3 I 4

(前略)国民が主権者として正しい判断を行うために必要であるとして主張されるようになった新しい人権として最も適当なものはどれか。

ア 社会権      イ 参政権      ウ プライバシーの権利      エ 知る権利

◎育鵬社では間違いやすい

知る権利には、個人はさまざまな事実や意見を知ることによってはじめて政治に有効に参加する

ことができるという参政権的な役割や積極的に政府情報等の公開を要求することができるという国務請求権ないし社会権としての性格を有し(芦部信喜「憲法」)国民主権と直結する側面がある(佐藤幸治「憲法」)というのが憲法学の標準的見解であり、他社は知る権利につきその参政権的な役割を踏まえた記述をしています(例 東京書籍64頁「国民が主権者として政治に関する判断をするためには、さまざまな情報を手に入れて分析することが重要です。とくに現代では、情報化の進展によって、多くの重要な情報が国や地方の役所などに集まっているため、こうした情報を手に入れる権利として、『知る権利』が認められています。」、教育出版66頁、帝国書院55頁、日本文教出版58頁)。

ところが、育鵬社は「国民には表現の自由が保障されています。同時に、新聞や雑誌を読んだり、テレビを自由に見たりして、さまざまな情報を受け取り権利が保障されていなければなりません。また、国や地方の政治についての情報を知る機会が、じゅうぶんに保障される必要もあります。これらの権利を『知る権利』といいます。特に国や地方の政治についての情報を求める権利を情報公開請求権と呼んでいます。」(66～67頁)とするにとどまり、政治への参加については明言していません。

本問も選択肢の関係で国語力や道理により解答できるでしょうし、新しい人権は二つしかなくその一方がプライバシーの権利では間違えようがないともいえますが、明言がない以上は誤答の確率は上がるという意味で、育鵬社では間違えやすいといえます。

## 6 公共の福祉

2015 宮城 3 の 3 (3)

「日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」と定めました。しかし、この基本的人権も、公共の福祉によって制限されることがあります。(中略)  
ただし、公共とは、社会の一員である私たちが作り上げていくものであり、公共の福祉の名のもとに、( ② ) ことがないように注意を払わなければなりません。」

( ② ) には、公共の福祉について注意すべきことを述べた文が入ります。あてはまる内容を考えて、簡潔に述べなさい。

◎育鵬社では対応困難

「公共の福祉」を安易に用いると、人権保障は簡単に無意味になります。(そのため、憲法学は、「公共の福祉」をどう意味づけ、どう判断するかに力を注いできました。)

この点についての注意喚起(「公共の福祉」の性質論を含む)が、他社には認められる(東京書籍 60～61 頁、教育出版 65 頁、帝国書院 53 頁、日本文教出版 67 頁)のに対し、育鵬社は全く注意喚起を欠いています(46 頁)。

人権の不可侵性(憲法第 9 7 条)への配慮を欠いた、特殊な立場の教科書といえるでしょう。

## 第2 重要事項の漏れのために、解答に支障のある問題

公立高校の入試問題として出される事項は、重要事項である場合が多いと考えられます。

したがって、他社では対応に支障がない入試問題について、特定の社だけ対応に支障があったとすれば、当該教科書は重要事項について漏れがあるといえるでしょう。

もちろん、授業は教科書だけを用いるわけではないので、教科書にないからといって直ちに学習内容に漏れが生ずるわけではありません。

ただ、授業は教員により内容は様々であって補充がなされない可能性もある上、教科書を自習用教材として用いる場合もあるのですから、重要事項については本文で極力取り上げるべきでしょう。

公立高校入試問題を作成する際には、県内で使用されている全教科書を検討し、有利不利が出ないように注意するといわれたりしますが、必ずしもそうでもないように思います。

たとえば、2014年検定公民教科書(2021年受験生まで使用)では育鵬社にのみクレジットカードのしくみの説明がなかった(152頁)にもかかわらず、育鵬社採択地区が存在する県の2019年入試ではクレジットカードは「前払い」「即時払い」「後払い」のいずれかを選択する問題が出されていますし、別の育鵬社採択地区が存在する県の2020年入試では「クレジットカードで商品を購入する際の利点を、支払い方法にふれながら、『現金』という語を用いて説明しなさい」という問題が出されています。敢えて名指ししませんが、本稿第1第2を通じ、育鵬社採択地区がある県の問題も相当数あります。

当然ながら、転校等の事情で育鵬社採択地区が存在しない県で受験する場合には、不利益を受ける可能性は大きくなるでしょう。

以下、2019、2020年全国高校入試問題の中から、公立高校を中心に、自由社を除く今回採択版の公民教科書の中で、育鵬社公民教科書でのみ対応に支障のある問題を指摘したいと思います。

### 1 アイヌ民族

2020千葉

次のア～ウの分は、それぞれ千葉県に關係するできごとについて述べたものである。ア～ウを年代の古いものから順に並べ、その符号を書きなさい。

ア EUが発足した年に、谷津(やつ)干潟がラムサール条約登録湿地となった。

イ 日中平和友好条約が締結された年に、新東京国際空港(現在の成田国際空港)が開港した。

ウ アイヌ文化振興法が制定された年に、東京湾アクアラインが開通した。

◎育鵬社では間違えやすい

他社はいずれも公民教科書本文にアイヌ文化振興法(しかも太字)が1997年に制定されたことにふれています(東京書籍51頁,教育出版49頁,帝国書院47頁,日本文教出版53頁)。

育鵬社公民教科書は、本文でアイヌ民族について、「アイヌの人々への差別」(59頁)と一

言述べる他は、発展学習でアイヌ文化の継承についてふれる（61頁）にとどまり、アイヌ文化振興法については巻末に抜粋を掲載するのみです。

また、育鵬社歴史教科書は、室町時代を扱う中で蝦夷地におけるアイヌ民族の存在についてふれ、江戸時代を扱う中でシャクシャインについてふれるのみです。

育鵬社は、他社公民教科書が全てふれている近代以降「開拓」により土地や文化が奪われた事実も、2008年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」にも全くふれておらず、アイヌ民族への差別内容自体が不明です。

本問であれば、千葉県の子供たちは同県に関する出来事から正解できるかもしれませんが、次のような問題であれば、いかがなものでしょうか。

2014京都3（5）

5班は、アイヌ民族が、古くから北海道を中心に居住し、独自の言葉と文化をもつ先住民族であることを知った。次のA～Cはアイヌ民族に関わるできごとを述べたものである。A～Cを古いものから順に並びかえ、記号で書け。

- A 開拓事業を進めるために、北海道に開拓使（かいたくし）が設置され、アイヌ民族の中には土地を失う人もいた。
- B 国会は、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議をした。
- C シャクシャインを指導者とする勢力が、北海道における支配者の圧政に対して蜂起（ほうき）した。

## 2 多数決の問題点

2019神奈川5（エ）

次の□中の「お」、□「か」にあてはまるものの組み合わせとして最も適するものを、あとの1～4の中から一つ選び、その番号を答えなさい。

合意を形成する際には、効率と公正の視点が重要である。このうち、合意された結果が、無駄なく最大の利益をもたらすものであることを大切にするのは□「お」の視点である。

また、合意を形成するために「多数決」を用いる場合がある。多数決には様々な方法があるが、一度の投票で、賛成の票を最も多く集めたものを全体の合意とする方法では、決まった結果に賛成の票を入れた人の数は、賛成の票を入れなかった人の数より□「か」。

投票の方法を事前に確認することが必要である。

- |         |              |
|---------|--------------|
| 1. お：効率 | か：必ず多くなる     |
| 2. お：効率 | か：多くなるとは限らない |
| 3. お：公正 | か：必ず多くなる     |
| 4. お：公正 | か：多くなるとは限らない |

◎育鵬社では間違いやすい

自由法曹団意見書本編で指摘したとおりですが、育鵬社教科書は多数決の問題点の取扱

が不十分です。

育鵬社には、一度の投票で最大多数票を集めても過半数とは限らないことについての指摘はありません（78頁）。

他社はいずれも、このことを指摘しています（東京書籍79頁，教育出版85頁，帝国書院34頁，日本文教出版79頁）。

本問については、その場で考えれば解けるかもしれません。しかし、生徒の読解力が十分でなければ、本問が一体どういう状況を問題としているのか、わからないかもしれません。

予め教科書の設例等で検討していれば、解答はより容易だったと思われます。

### 3 ドント式

2019鹿児島3 I 6 （類題2020富山6（4））

資料2は、比例代表制のしくみを理解するために作成したものである。ドント式で議席を配分した場合、B党の当選者数は何人か。（後略）

資料2 定数4人の選挙区の各政党の得票数

政党名	A党	B党	C党
候補者数	4人	3人	2人
得票数	1200票	900票	480票

◎育鵬社では対応困難

他社は、得票数を整数で順に割っていくというドント式による議席配分方法を説明しています（東京書籍81頁，教育出版87頁，帝国書院76頁，日本文教出版81頁）。

我が国の実際の選挙で用いられている方法である以上、将来の有権者である生徒に説明する必要のあるものというべきでしょう。

しかしながら、育鵬社は、ドント式による議席配分方法は説明していません（83頁）。

### 4 弁護人選任権

2020広島3の2

次のア～エのうち、日本国憲法に基づき保障されている被疑者・被告人の権利として適切なものを全て選び、その記号を書きなさい。

ア どのような場合でも、裁判官の出す令状がなければ逮捕されない。

イ どのような場合でも、自己に不利益な供述を強要されない。

ウ どのような場合でも、拷問による自白は証拠とならない。

エ どのような場合でも、弁護人を依頼することができる。

◎育鵬社では対応困難

他社教科書は、被疑者段階（起訴前）、被告人段階（起訴後）のいずれにおいても弁護人選任権があることを明記しています（東京書籍103頁「被疑者や被告人には（中略）弁護人をたのむ権利が保障されています。費用が出せないなどの理由で弁護人をたのめないときは、国が費用を負担する国選弁護人をつけることもできます。」，教育出版107頁，帝国書

院89頁，日本文教出版101頁）。

ところが，育鵬社は，「憲法は，刑事被告人が裁判で不利にならないように，資格を有する弁護人（弁護士）を依頼することができ，自分で依頼できない場合には，国費によって弁護人をつけなければならないと定めています（37条③）。」と被告人段階の弁護人選任権には言及するものの，被疑者段階での弁護人選任権にはふれていません（98～99頁）。刑事関連憲法条文一覧表で第34条につき「理由なく抑留・拘禁されない」とは説明を付していますが，やはり被疑者段階の弁護人選任権にはふれていません。

書かれていることが誤りとまではいえないとしても，被告人段階の弁護人選任権にふれながら被疑者段階の弁護人選任権にふれないことで，被疑者段階での弁護人選任権はないものと生徒に誤解させるおそれがあります。これを看過した文科省の検定も適切とはいえません。

育鵬社教科書も巻末に日本国憲法全文がありますが，仮に憲法第34条を読んだとしても，それだけで被疑者段階の弁護人選任権を読み取るのは，生徒には困難でしょう。

## 5 労働基準法の内容

2019北海道1問5(3)（類題2019茨城2(2)，2020埼玉5問6，2020愛知5(3)。なお2019国立お茶の水大学附属7問5，2019私立清風南海3問3，2019私立青雲6問9も類題。）

次の文の  ～  に当てはまる数字を，それぞれ書きなさい。

労働基準法では，労働時間を週  時間以内，1日  時間以内とすることや，毎週少なくとも  日を休日とすることが定められている。

2020富山7(4)

同一賃金に関する次の文は，ある法律の条文である。この法律名として適当なものを，あとのア～エから1つ選び，記号を書きなさい。

第4条 [男女同一賃金の原則]

使用者は，労働者が女性であることを理由として，賃金について，男性と差別的取扱いをしてはならない。

ア 労働関係調整法    イ 労働基準法    ウ 労働組合法    エ 独占禁止法

◎育鵬社では対応困難ないし間違えやすい

他社では労働時間週40時間 労働時間1日8時間 週1回休日や男女同一賃金原則のすべてが挙げられています（東京書籍147頁，教育出版142頁，帝国書院137頁，日本文教出版147頁）が，育鵬社では労働時間1日8時間しか挙げられていません（139頁）。

頻出ですし，何より生徒たちが社会に出たときに真っ先に直面する可能性が高いものですから，教科書でも十分に扱うべきものではないでしょうか。

ただし，巻末の資料には育鵬社を含めて労働基準法の条文（抜粋）はありますが，巻末の条文まで授業で扱うとは限らないと思われます。

なお，2020年富山の問題は，選択肢のために解答が容易となっていますが，仮に男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法が選択肢ならば，育鵬社で学んだ生徒はより混乱しやすか

ったでしょう。

## 6 成果主義

2019富山8 (2)

雇用や労働に関する説明として適切でないものを次のア～エから1つ選び、記号を書きなさい。

ア 労働基準法，労働組合法，労働関係調整法の三つの法律を労働三法という。

イ 労働組合は，一人では立場の弱い労働者が団結し，賃金・労働時間・職場環境・解雇などについて，会社と交渉するための組織である。

ウ かつて日本の企業では，仕事の成果に応じて賃金を支払う成果主義を採用していたが，近年では年齢とともに賃金が上昇する年功序列型賃金を導入する企業が増えている。

エ 1985年に男女雇用機会均等法が制定され，雇用における性差別が禁止された。

◎育鵬社では解答しにくい

他社は成果主義ないし成果に応じた賃金（東京書籍148頁，教育出版144頁，帝国書院139頁，日本文教出版148頁）についてふれています。

育鵬社は年俸制の導入についてはふれています（137頁）が，成果主義賃金についてはふれていません。

## 7 フェアトレード

2019山梨4の1 (4)

文中のa～cの（ ）の中から適切な語句を一つずつ選び、記号で書きなさい。

フェアトレードは，a（ア 先進国 イ 発展途上国）で作られた農産物や製品を b（ア 適正な イ 安い）価格で取引し，人々がそれを購入することで，c（ア 生産者 イ 消費者）の生活を支えようとする取り組みのことである。

2019群馬6 (4)

フェアトレードとはどのようなことか、「発展途上国」，「価格」という語を用いて，簡潔に書きなさい。

◎育鵬社では対応困難

東京書籍 199 頁，教育出版 212 頁，帝国書院 190 頁には，フェアトレードの説明があります。

日本文教出版にはフェアトレードの言葉こそありませんが，「国際社会」の冒頭で「私たちが今着ているシャツはどこで作られたものでしょうか。大きな企業がバングラデシュなどで製造した服は安く，消費者には買いやすいものです。しかし，私たちはシャツの縫製工場の労働環境まで考えて購入しているのでしょうか。もし劣悪な労働条件で作業させ

ていたり、子どもを労働力に使っていたりすれば、人権の観点から大きな問題となります。私たちは、消費という行動を通じて、生産国の社会、人々の生活とつながっています。」とした上で、バングラデシュの縫製工場で働く人々の写真及びバングラデシュの縫製工場で起きた事故（建物倒壊）の写真を掲げており、「発展途上国から生産物を買う際には、適正な価格でなければならない」というフェアトレードの発想が自然に生まれるよう、充実した記載がなされています（178頁）。

育鵬社には、フェアトレードの言葉も、フェアトレードの発想が生まれるような記述もありません。

これらの他、フェアトレードについては、2019 秋田 4（11）、2019 佐賀 6 の 5、2019 鹿児島 3 Ⅲ、2020 富山 7(2)、2020 岐阜 3 の 11 と出題されており、頻出の内容といえますし、そもそも今後の先進国と発展途上国の関係を考える際に必須の内容と思われます。

## 8 国連の地域別加盟国数

2019福島3(6) ※2019徳島5(4)(a)も関連問題

日本は国際連合に加盟して、諸外国とのつながりを深めていった。次の表は、1956年から1960年にかけて国際連合に新たに加盟した国の数とおもな新加盟国をあらわしたものである。当時の国際連合で  の新たな加盟国数が増えた理由を、表と関連付けて答えなさい。ただし、 にあてはまる州の名称と、「植民地」という二つの語句を用いて書きなさい。

年	新たに加盟した国の数		おもな新加盟国
	<input type="text" value="Z"/>	その他の州	
1956	3	1	モロッコ、スーダン、チュニジア、日本
1957	1	1	ガーナ、マレーシア
1958	1	0	ギニア
1959	0	0	
1960	16	1	コートジボワール、カメルーン、チャド、マリ、マダガスカル、ナイジェリア、コンゴ共和国、キプロスなど

2020石川5問4

(D=冷戦の象徴であったベルリンの壁の崩壊)について、資料4は国際連合の加盟国数を地域別に示したものである。a~fの州のうち、ヨーロッパ州を選び、その符号を書きなさい。また、そのように判断した理由を、資料4に示された年代の国際政治の情勢にふれて書きなさい。

州	a	b	c	d	e	f
D の 年	38	50	29	8	22	12
Dの年の5年後	45	52	43	11	22	12

(注)a~f州は、世界を6つの地域に区分したもの

(国際連合広報センターホームページより作成)

◎育鵬社では間違いやすい

他社には、地域別国連加盟国数の推移のグラフがあります(東京書籍186頁, 教育出版200頁, 帝国書院178頁, 日本文教出版186頁)。

ところが、育鵬社公民教科書に同様の表はなく(192～193頁参照)、育鵬社歴史教科書でも、国連自体についての記述も設立と安保理について簡単にふれるぐらいで、同様の表はやはりありません(その一方、発展学習として東京裁判で1頁, 昭和天皇で1頁を費やしています)。

2020年石川の問題は、ドイツは統一したがソ連が分裂して…という歴史の知識だけで解けそうですが、ヨーロッパの加盟国数が「38→45」なのか「29→43」なのかの判断は容易ではなく、やはりこうしたグラフを目にしていなければ間違いやすかったといえます。

## 9 戦後の民主化

2020山形4の4 (類題 2020宮崎2の2(2))

(第二次世界大戦後の) 経済の民主化の一つとして農地改革が行われました。そのほかに、経済の民主化として行われたことを、一つ書きなさい。

◎育鵬社では間違いやすい

歴史教科書に関するものですが、公民分野と関連が深いので、取り上げることとします。

学習指導要領は歴史の「内容」として、「(2) 現代の日本と世界」「ア 日本の民主化と冷戦下の国際社会」の項で「冷戦, 我が国の民主化と再建の過程」等の「知識を身につけること」を求めています。

そのため他社は、民主化を含めて項立てし(例 東京書籍254頁「2 民主化と日本国憲法」「民主化」)、その中で政治面、経済面の改革を説明しています。

これに対し、育鵬社は「79 占領下の日本と日本国憲法」「敗戦後の占領と再建」と民主化を含めずに項立てし、本文内で「民主化といわれる新しい制度づくりが始められ」(民主化は太字ではありません。)に続けて政治面、経済面の改革を説明しています(262頁)。

すなわち、民主化というくくりの中で諸改革が説明されていないことから、本問についてはスムーズに解答できない可能性があります。

### 第3 他社との対比

以上にみたとおり、育鵬社教科書は、独自の項目、独自の見解に多くのスペースを割いた結果なのか、基本的な記述が不十分となっている面が目立ちます。

他社の例として、最も説明文が少ないと思われる帝国書院教科書を挙げてみましょう。  
(帝国書院の巻末法令集を除いた頁数は211頁、1頁の基本的行数は19行。育鵬社はそれぞれ212頁21行。東京書籍と日本文教出版は221頁19行。教育出版は235頁21行)

2019、2020年公立高校入試問題において、今回採択版の公民教科書(自由社は除きます。)の中で、帝国書院教科書でのみ解答に支障を生ずる可能性のある問題は、

- ①「環境アセスメント」の語を解答させる(2019大阪1(1)②(c), 2019鳥取3問1(2)①),

※帝国書院に「環境アセスメント」の語は見当たらない

- ②県別の歳入の内訳を示し、地方交付税交付金の配分目的を説明させる(2019福島5(6)),  
あるいは県別の歳入の内訳につき歳入項目をA～Dの記号とした上で、地方交付税交付金を答えさせ、その目的を説明させる(2020福井5(4)),

※帝国書院では歳入内訳のグラフは県別になっていない。もっとも、自主財源の格差を是正するために地方交付税交付金が配分される旨の記述はあるから、間違えやすいが解答不能ではない。

- ③銀行において、貸出す際の金利が預金金利を上回る理由を説明させる(2019青森6(4))

※帝国書院では金利差が説明されていないが、常識で解答可ともいえる。

- ④TPPの内容として「( )の撤廃等を目指す協定」の穴埋めをさせる(2020大分1(6)①)

※帝国書院はTPPにつき「対象国との貿易の自由化」程度の説明で、「関税」の説明も見当たらない。  
といったものにとどまり、育鵬社に比べて問題の数も少なく、憲法の基本原則などの重要事項についての問題は含まれていません。

育鵬社公民教科書における重要事項の漏れは顕著というべきです。

以上

### 弁護士からみた育鵬社教科書の問題点2020 ～育鵬社の教科書もいかな、と考えている方へ～別冊 育鵬社公民教科書と入試問題(増補改訂版)

2020年7月

編集 自由法曹団・教育問題委員会

発行 自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

Tel TEL03-5227-8255 Fax 03-5227-8257

URL <http://www.jlaf.jp/>